

(財) 原子力環境整備促進・資金管理センター

第15回 最終処分積立金運用委員会 議事録

1. 日 時 平成20年1月31日(木) 9:30~11:05

2. 場 所 東京都港区虎ノ門4-1-1
虎ノ門パストラル 新館5階 マグノリアの間

3. 委員の現在数 4名

4. 出席した委員の数及び氏名

委員長 若杉 敬明

委 員 神谷 高保

委 員 中村 実

委 員 山崎 元

以上 4名 出席

5. 議 題

- I. 平成19年度最終処分積立金運用実績
(平成19年12月31日現在) (報告)
- II. 最終処分法等の改正への対応ならびに
平成20年度最終処分積立金運用方針及び計画 (審議)
- III. 最終処分資金管理業務規程ならびに
最終処分資金管理業務実施細目の改正 (審議)

6. 開 会

事務局から、本日の最終処分積立金運用委員会は同委員会規則第4条の規定による定足数を満たしているため、有効に成立している旨の報告があった。

続いて、井上毅理事長から挨拶を述べた後、放射性廃棄物等対策室長の渡邊氏よりご挨拶を頂き、委員長は議事に入った。

7. 議事の概要

事務局から、上記5. の議題について下記の説明を行った。

I. 平成19年度最終処分積立金運用実績(平成19年12月31日現在)

平成19年度運用額は、平成18年度積立金受入分から原環機構への取戻額を差し引いた額に、当期の利息収入を加えた757億円を見込む。

運用内訳は、国債、政府保証債、地方債、事業債とも、ほぼ計画通りの運用を達成できる見通し。

平成19年度購入債券の平均利回りは、単年度の運用評価基準としての‘当該年度の運用計画をベースに加重平均した国債応募者利回り’を上回る見通し。

※ 平成19年度運用対象期間は平成19年3月から平成20年2月まで。

上記I. の報告について了承した。

II. 最終処分法等の改正への対応ならびに平成20年度最終処分積立金運用方針及び計画

平成20年4月の改正最終処分法の施行に伴い、今までの第一種最終処分積立金に加え、新たに第二種最終処分積立金を受け入れることとなった。

それに伴い、第一種最終処分積立金については、運用の基本方針である（1）長期的に安全・確実性を重視した運用（2）割引率を目標とした運用収益の確保（3）市場への影響に配慮、に基づき、平成19年度運用方針及び計画を踏襲することとする一方、第二種最終処分積立金については、長期的には第一種最終処分積立金の運用の基本方針に準ずるものの、平成20年度は、中長期的なキャッシュ・フローを考慮し、手元流動性の確保並びに運用収益の確保に配慮して短期運用を行うこととする平成20年度最終処分積立金運用方針及び計画を取りまとめた。

上記II. の議題について審議した結果、了承した。

III. 最終処分資金管理業務規程ならびに最終処分資金管理業務実施細目の改正

最終処分法等の改正に伴い、これまでの業務状況等をも踏まえ、最終処分資金管理業務規程ならびに最終処分資金管理業務実施細目の見直しを行った。

上記III. の議題について審議した結果、了承した。

8. 次回スケジュール

平成20年5月下旬を目途に開催したい。

9. 閉会

以上をもって議事全てを終了し、委員長は閉会を宣した。

<委員会で寄せられた意見>

I. 平成19年度最終処分積立金運用実績

○ 積立金の運用については、基本的に計画通り運用しており、妥当なものではないか。

II. 最終処分法等の改正への対応ならびに平成20年度最終処分積立金運用方針及び計画

○ 同一部署が2つの積立金を運用することについて、恣意性を極力排除するために、内部ルールに則って運用すれば問題ないのではないか。

○ 第二種最終処分積立金の運用方針は、今後のキャッシュ・フローの状況を見ながら必要に応じ見直してもよいのではないか。

III. 最終処分資金管理業務規程ならびに最終処分資金管理業務実施細目の改正

- 社債券の運用を資本金100億円以上の会社が発行するものに限定している規程（実施細目）を変更するのは問題ないのではないか。
- 今回の入札制例外規程（実施細目）の拡大は、主として、運用額が小さいことを念頭に置いたことによるのであれば良いのではないか。

「事務局」 資金管理業務部 TEL : 03-3534-4580